

大野市化石保護規則

平成20年6月27日

教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、化石が市民共有の学術的及び文化的価値を有する貴重な財産であることに鑑み、市及び市民等（市民、滞在者及び旅行者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、化石及び化石含有地（以下「化石等」という。）を保護し、これを将来の世代へ継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保護区域 大野市内で別表に定める区域をいう。

(2) 採取 大野市内において、自己の所有地以外で、化石等の発掘及び採取を行うことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、啓発その他の方法により、化石等の保護について市民等の理解を深めるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、化石等の保護に努め、市が行う化石等の保護に関する施策に協力しなければならない。

(届出)

第5条 大野市内において、化石等を採取しようとする者（以下「採取者」という。）は、あらかじめ教育委員会にその旨を届出しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。

2 採取者は、採取をしようとする日の10日前までに、化石採取届出書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 採取者は、化石等の採取が終了した日から30日以内に化石採取報告書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(指導勧告)

第6条 教育委員会は、前条の届出の内容が化石等の保護に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、適切な措置を指導又は勧告することができる。

(監視員)

第7条 教育委員会は、化石等を保護するため、必要に応じ監視員を置くものとする。

2 監視員は、届出せずに採取を行う者及び指導勧告に従わない者を発見したときは、直ちに注意するとともに、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

3 監視員は、大野市化石保護監視員身分証明書(様式第3号)を携帯しなければならない。

4 監視員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この規則に定めのない事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 省略

様式 省略